

船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示の一部を改正する告示案に関する意見募集結果について

令和6年3月27日
国土交通省
海事局安全政策課

国土交通省では、令和5年11月1日から令和5年12月1日までの期間、船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示の一部を改正する告示案に関するパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集した結果、9件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の内容及びそれに対する国土交通省の考え方について、別紙のとおりまとめましたので公表いたします。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜意見を集約しております。

また、パブリックコメントの対象外の御意見につきましても、今後の施策の参考にさせていただきます。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<問合せ先>

国土交通省海事局安全政策課
電話：03-5253-8111

○「船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示の一部を改正する告示案」に関する意見募集に対して頂いたご意見と国土交通省の考え方について（令和6年3月27日）

※合計9件のご意見をいただきました。とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本意見募集と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	携帯電話の電波が届く範囲内であれば、引き続き、法定無線設備として携帯電話を使用しても差し支えないのではないか。	携帯電話のサービスエリアは、携帯電話会社ごとに異なり、電波状況によっては使用できる場合があるものの、災害発生時などでは通信が制限される可能性があること、機関停止等航行不能の状態に陥り沖合に流された場合に通信が困難になる恐れがあることに加え、運輸安全委員会の調査により、エリアマップ内であっても一時的に電波を受信できない海域があることが明らかになりました。 そのため、安全性の向上の観点から、通信の不確実な携帯電話については、平水区域を超えて航行する船舶は法定の無線設備から除外することとします。 なお、法定無線設備に加えて携帯電話を使用していただくことは可能です。
2	運航している地域において、海岸局が整備されていないため、業務用無線設備を法定無線設備とすることが困難である。	海岸局が整備されていない場合は、他の無線設備（衛星携帯電話など）も法定無線設備とすることが可能です。
3	漁業無線についても、法定無線設備として認めていただきたい。	漁業無線（いわゆる27MHz又は40MHz帯で運用する船舶局の無線電話）については、常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができる場合には、法定無線設備として使用することが可能となっています。なお、上記に関して法定無線設備として使用するにあたり、電波法に基づく無線局免許の手続きが必要です。
4	船舶の電源が喪失した場合も通信することができる携帯電話を必須とすべき。	今回の適用対象船舶については、運航に関する通信を行える無線設備を求めることとしており、電源喪失に備えた措置までは必要としておりません。